

# 治 療 証 明 書

学校保健安全法第19条により、生徒が規定の感染症にかかった場合、本人の休養と他者への感染・流行を防ぐため、出席停止（欠席扱いとしない）の措置をとることになっています。「学校感染症」（下表）に該当するものと医師に診断された場合は、本証明書にて医師の許可を受けてからの登校となります。

なお、病状により治療が長引く場合の出席停止期間は、下表の限りではありません。

	病気の種類	出席停止の期間
第一種	エボラ出血熱、ポリオ、鳥インフルエンザ等、感染症法上で一類及び二類として指定されている疾患（結核を除く） ※その他新型インフルエンザ等指定感染症及び新感染症	治癒するまで
	インフルエンザ（鳥インフルエンザH5N1を除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
第二種感染症	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症 ※	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	※その他の感染症に該当するものとして、条件によっては出席停止の措置が考えられる疾患	
	溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎 など	全身状態が悪いなど、医師の判断で出席停止を要する場合のほか、校内での流行を防ぐため、学校長が学校医の意見などをもとに、必要と判断した場合

※ 通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例 : アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿痂疹（とびひ）

東京都立文京高等学校

## 主治医殿

年 組 氏名 _____ (生年月日: 平成 年 月 日)	※保護者記入
-------------------------------	--------

恐れ入りますが、上記生徒について治療した（登校可）と認められましたら、以下に証明をお願い致します。

病 名 : \_\_\_\_\_

出席停止期間 : 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

上記の疾患で加療中でしたが、治療（登校を許可）したことを証明致します。

平成 年 月 日

医療機関名及び主治医名 \_\_\_\_\_